

物流総合効率化法 制度改正のポイント

— 国土交通省総合政策局物流政策課 —

物流の効率化に向けた取組を
お考えの物流事業者の皆様へ

物流総合効率化法

「総合効率化計画」認定申請の手引き

2016年度法改正準拠版



事前準備から申請書類作成までの
アウトラインをご案内



国土交通省

総合政策局・物流政策課

平成28年度 物流総合効率化法 制度改正のポイント

物流分野における労働力不足、多頻度小口輸送の進展等を背景として、物流分野における省力化及び環境負荷低減を推進するため、2以上の者が連携した幅広い物流効率化の取組を支援します。

【支援事業（流通業務総合効率化事業）の変更点】

- 2以上の者が連携することが必要となります（単独実施不可）。
- 特定流通業務施設（一定の要件を満たすトラックターミナル、卸売市場、倉庫又は上屋）の整備を含むことは必須ではなくなります。これにより、特定流通業務施設の整備を伴わないモーダルシフトや輸配送共同化の取組も対象となります。
- 特定流通業務施設の整備を伴うものも引き続き支援対象となりますが、特定流通業務施設の要件が変更となります。

【流通業務総合効率化事業の要件】

- 2以上の者（法人格が別の者）が連携すること。
- 流通業務（輸送、保管、荷さばき及び流通加工）を一体的に実施すること。
- 輸送網の集約、モーダルシフト、配送の共同化等の輸送の合理化により流通業務を効率化すること。
- 物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資するとともに、流通業務の省力化を伴うものであること。

税制特例や開発許可の配慮の対象となる特定流通業務施設の整備を含む場合は、以下の要件を満たすものであること。

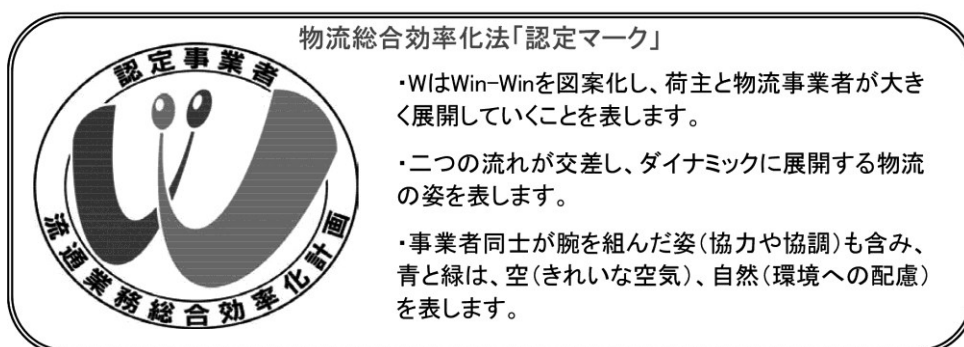
【特定流通業務施設の要件】

- 一定規模の流通業務施設（トラックターミナル、卸売市場、倉庫又は上屋）であって、高速自動車国道のIC等の物資の流通の結節点となるインフラ等の近傍に立地し、トラック予約受付システム等の設備を有するもの。

※下線が主な変更点

目 次

○ どのような法律なのでしょうか	1
○ 具体的な事業イメージ	2
○ 認定を受けると、多くのメリットがあります	5
○ 認定を受けるためには	6
○ 認定までの基本的な道のり	7
○ 総合効率化計画認定後の流れ	8
＜特定流通業務施設の整備を行い、税制特例や開発許可の配慮を受けたい場合＞	
○ 認定までの道のり（税制特例、開発許可の配慮）	9
○ 事前の簡易チェックシート	10
○ 物流施設の形態別にみた特定流通業務施設の認定要件	11

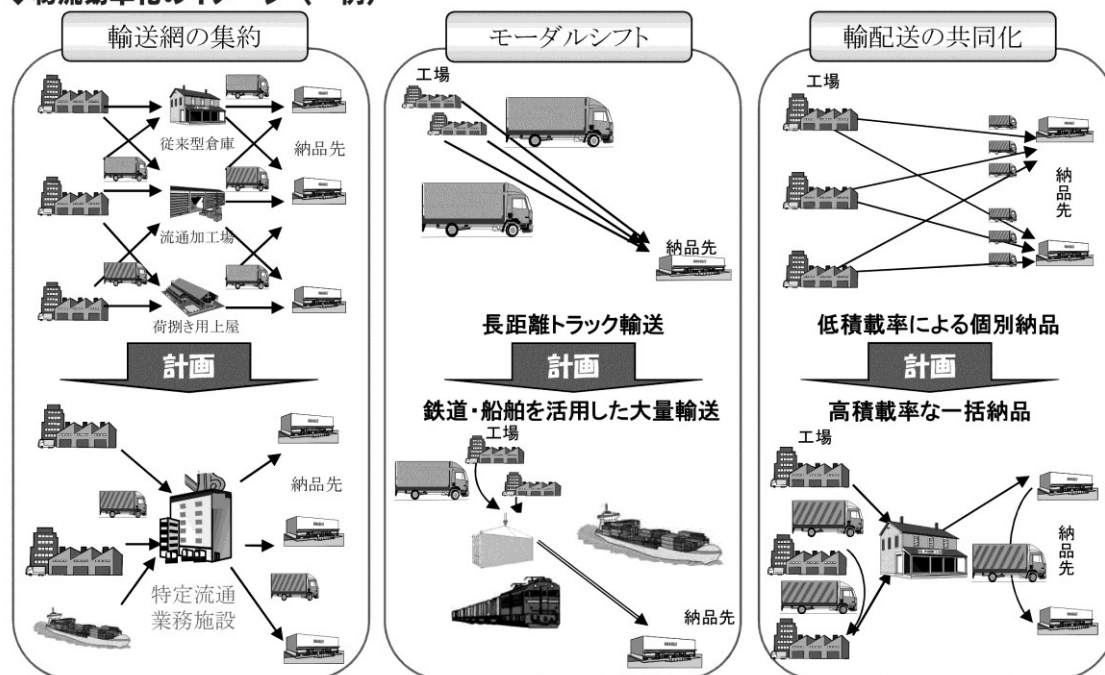


どのような法律なのでしょう

◆「物流総合効率化法」とは

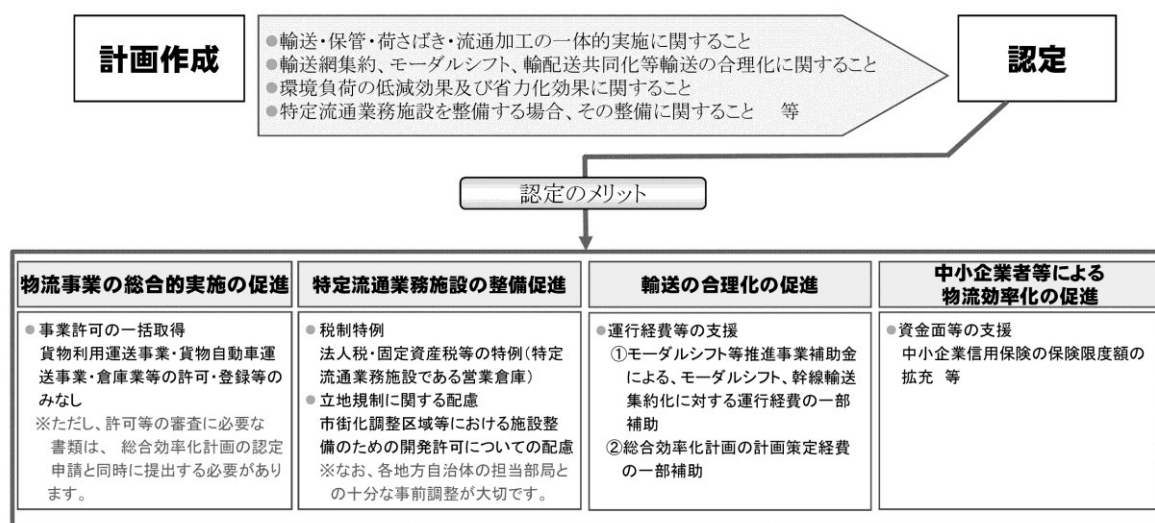
「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(以下、物流総合効率化法)は、流通業務(輸送、保管、荷さばき及び流通加工)を一体的に実施するとともに、輸送網の集約、モーダルシフト、輸配送の共同化等の輸送の合理化により流通業務を効率化し、物資の流通に伴う環境負荷の低減及び流通業務の省力化を図る事業に対して、その計画の認定、関連支援措置等を定めた法律です。

◆物流効率化のイメージ(一例)



(※) 特定流通業務施設: 流通業務施設(トラックターミナル、卸売市場、倉庫又は上屋)であって、P. 11の要件を満たすもの。

◆法律の仕組みについて

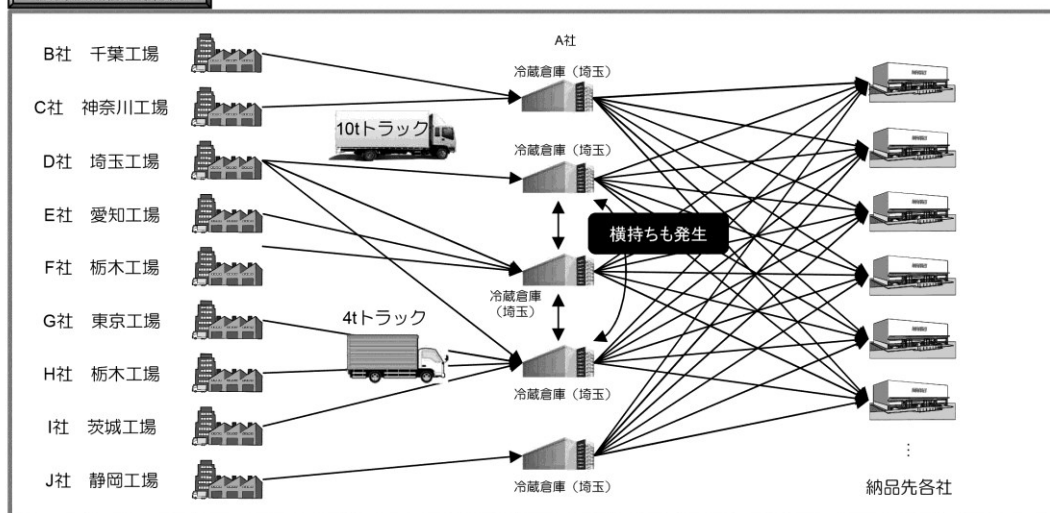


具体的な事業イメージ①（特定流通業務施設の整備を通じた輸送網の集約）

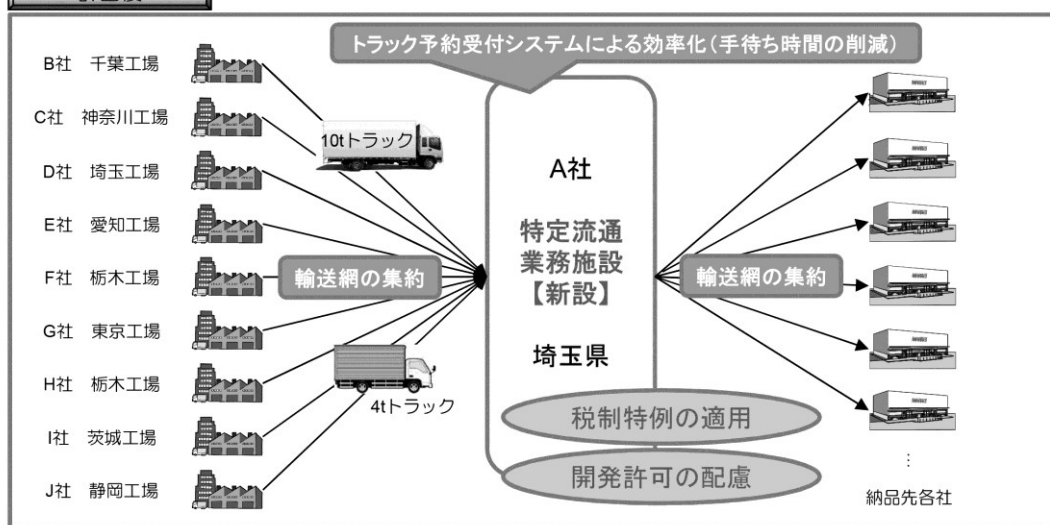
● 複数拠点の集約を行うとともに、集約した拠点におけるトラックドライバー手待ち時間を削減

- ・ 冷蔵倉庫事業者のA社が保管し、その子会社等が輸送する冷凍食品（原材料・製品）は、関東及び中部地方のメーカー工場から、埼玉県内の複数の物流拠点へ配送・保管されており、その後各納品先へ配送されることから、非効率な体制となっていました。また、一部の倉庫では慢性的なスペース不足であったことから、各倉庫間での横持ちも発生していました。
- ・ このように輸送網が輻輳していたことから、多くのトラックの手配が必要でしたが、ドライバー不足を背景として、その手配も困難になりつつありました。また、各荷主より、非効率を解消して、環境負荷低減や物流品質の向上に向けた取組を求められていました。
- ・ そこで、A社は3PL事業者として、埼玉県内に新たな物流拠点を整備し、物流拠点及び輸送網を集約することで効率的な輸送体制を構築し、トラックの走行量を削減することによる省力化・CO2排出量の削減を実現しました。
- ・ また、従来の拠点では、トラックが非効率な出入庫の順番待ち（手待ち）を行っていましたが、新設した拠点ではトラック予約受付システムを導入し、トラック運送事業者に同システムを活用してもらうとともに、円滑なシステム運用に向け、各荷主にもオーダー時間の配慮等の協力をもらい、無駄な手待ち時間を解消しました。これにより、トラックの回転率が向上するとともに、トラックの予約時間に合わせた効率的な拠点内の作業も可能となりました。また、トラックの待機中のアイドリングもなくなり、CO2排出量も削減しました。

従来の輸送体制



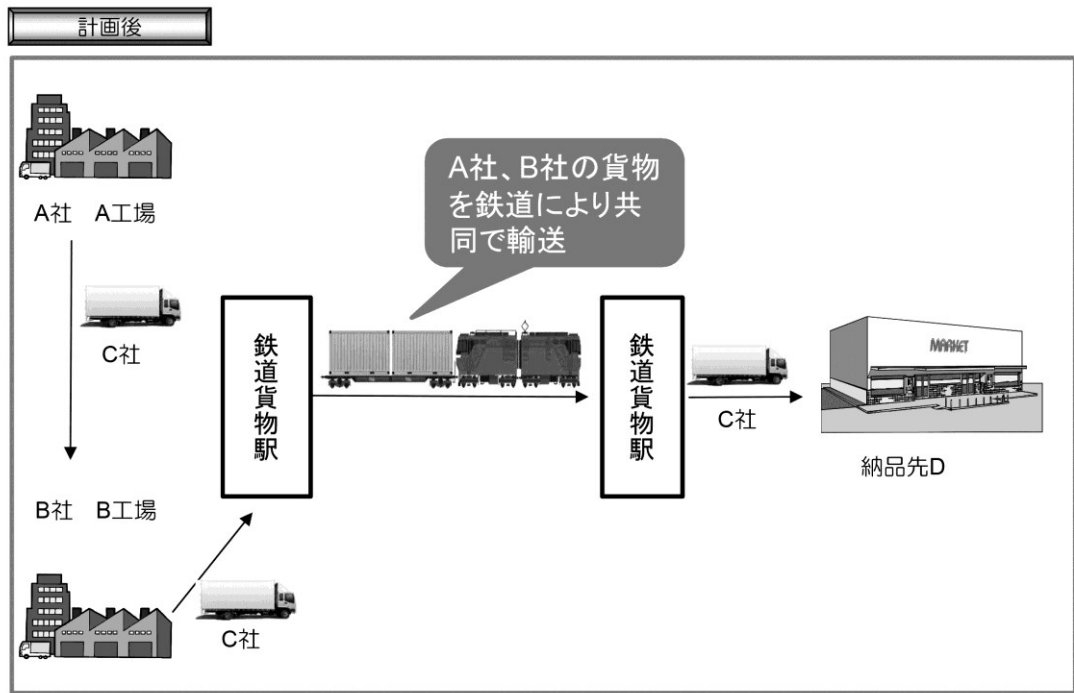
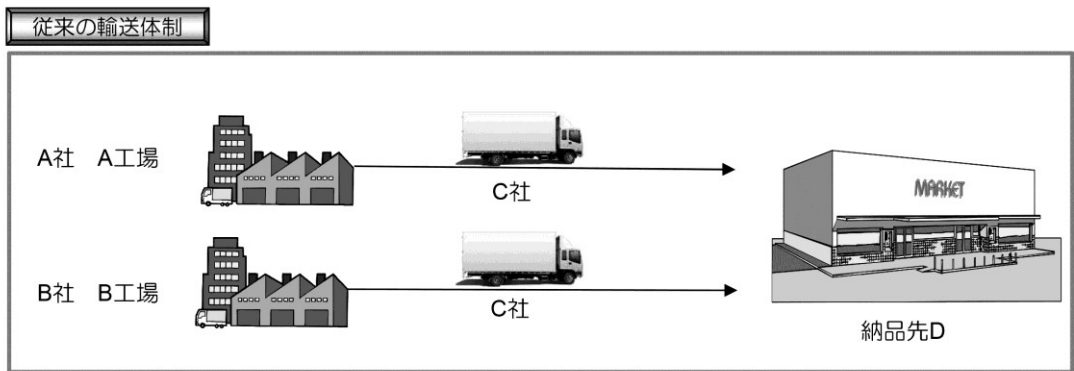
計画後



具体的な事業イメージ②(モーダルシフト、幹線輸送の共同化)

● 長距離トラック輸送から鉄道による輸送へ転換、輸送の共同化（東京都）

- ・飲料メーカーA社と菓子メーカーB社は、九州地方に自社の工場を保有し、納品先である関東地方への輸送には物流会社C社がトラックで輸送していました。
- ・トラックの輸送では、各社の貨物ともに積載率が低く、また慢性的なトラックドライバーの不足等の課題があることから、物流会社C社は荷主である飲料メーカーA社と菓子メーカーB社の協力を得て輸送体制の見直しを行いました。
- ・具体的には、物流C社はこれまで九州地方の各工場から関東地方までトラックで輸送していましたが、鉄道を利用して関東地方まで輸送することとし、さらにA社の貨物とB社の貨物を共同で輸送することにより、物流の効率化を図りました。
- ・このように長距離トラック輸送から鉄道による輸送への転換、幹線輸送の共同化を実施したことにより、CO2排出量の大幅な削減を実現するとともに、従業員の労働環境の改善、ドライバー不足にも貢献しています。

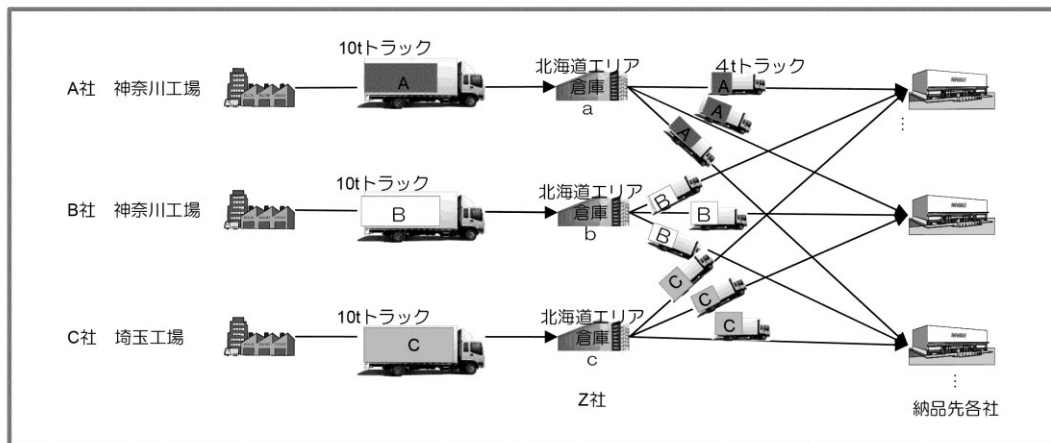


具体的な事業イメージ③(輸配送の共同化)

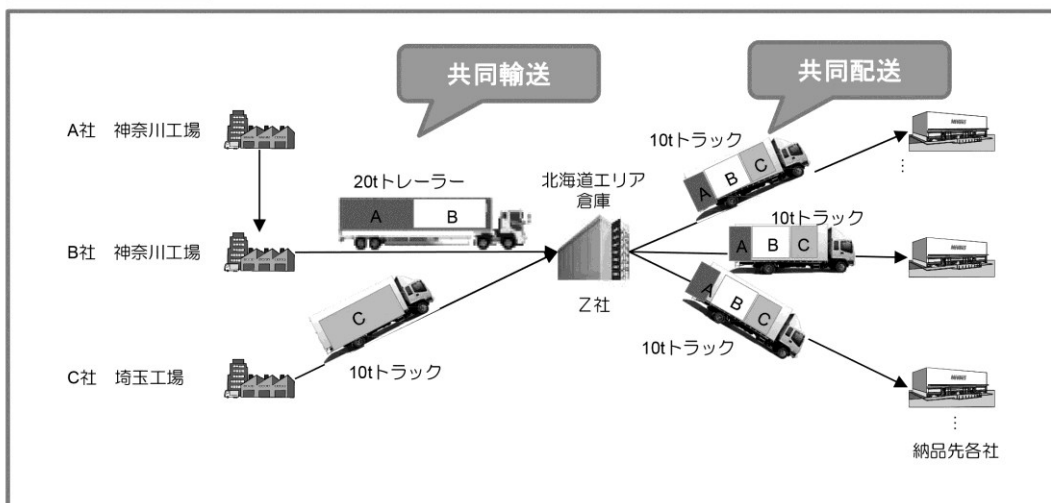
● 輸配送の共同化により、効率化を図った取組（北海道）

- ・食品メーカーA社、B社、C社は、北海道エリア向け配送について、それぞれ物流拠点を設置し、各納品先へ個別に配送していたため、非効率な体制となっていました。また、納品先各社においても食品メーカー3社それぞれの荷受作業を個別に行う必要がありました。
- ・トラックドライバー不足等を背景に、物量が増加する繁忙期を中心として、物流コストが上昇したり、配送車両を手配できないといった事案が発生し、食品メーカーA社、B社、C社は、製品の安定供給に係るリスクを抱えることとなりました。
- ・同じ物流課題を抱える食品メーカーA社、B社、C社は、物流会社Z社と連携し、食品メーカー物流連携協議会を発足し、物流効率化に向けた計画を策定。A社、B社、C社の物流拠点を、物流会社Z社が運営する北海道の倉庫に集約し、当該倉庫までの輸送を共同化するとともに、納品先各社までの配送の共同化も実現しました。
- ・この輸配送の共同化により、積載率が向上し、少ないトラックでも必要な物流が維持できるようになり、省力化及びCO2排出量の削減に貢献しました。
- ・また、納品伝票・出荷指示データの統一等が行われることにより、納品先各社の荷受作業の軽減等、労働環境の改善にも貢献しています。

従来の輸送体制



計画後



認定を受けると、多くのメリットがあります

物流事業の総合的実施の促進

メリット1 事業許可等の一括取得（法第8条～16条）

流通業務総合効率化事業の実施に当たり、貨物利用運送事業法による登録等、各事業法の登録、許可等を必要とする場合があります。このような場合、総合効率化計画の認定申請時に各事業法の登録、許可等の審査に必要な事項を記載し、添付書類を併せて提出することにより、総合効率化計画の認定時に、同時に各事業法の登録、許可等を受けることもできます。

（※各業法についての詳細な内容については、最寄りの運輸局等の担当課へご相談下さい。）

特定流通業務施設の整備促進

メリット2 物流拠点施設に関する税制特例

総合効率化計画の認定を受けた特定流通業務施設（営業倉庫に限る。）に対し、一定の要件を満たせば、法人税等の割増償却や固定資産税、都市計画税の課税標準の特例措置を受けることができます。

メリット3 港湾法の特例（法第17条）

港湾流通拠点地区において、特定流通業務施設の整備を行う場合、総合効率化計画の認定申請時に港湾法の届出に必要な事項を記載し、添付書類を併せて提出することにより、あらためて届出をする必要がなくなります。

メリット4 都市計画法等による処分についての配慮（法第21条）

市街化調整区域等において特定流通業務施設に係る開発を行う場合、開発許可についての配慮がなされます。

※なお、市街化調整区域等での施設整備を想定されている場合には、総合効率化計画の申請前に、地元自治体との開発許可に係る事前調整が大切となります。（詳細については、各都道府県若しくは市等の担当部局へご相談下さい。）

メリット5 工場立地法による事務の実施についての配慮（法第22条）

生産施設兼流通業務施設となるような特定流通業務施設については、緑地整備面積を正味の生産施設面積に対応したものとするよう配慮がなされます。（詳細については、各都道府県商工担当課へご相談下さい。）

輸送の合理化の促進

メリット6 運行経費の一部補助等

総合効率化計画の認定を受けたモーダルシフト、幹線輸送集約化の事業は、別途申請及び所定の審査を経た上で「モーダルシフト等推進事業補助金」による運行経費の一部補助を受けることができます（審査の結果、補助を受けられない場合もあります）。また、総合効率化計画の計画策定経費の一部を補助する制度もあります。

さらに、旅客鉄道を利用した物流システム構築を行う際に導入した貨物用鉄道車両、貨物搬送装置等の業務用資産に対し、固定資産税の課税標準の特例措置を受けることができます。

中小企業者等による物流効率化の促進

メリット7 中小企業信用保険法の特例（法第18条）

中小企業信用保険の①付保限度額の同額別枠化、②普通保険のてん補率の引き上げ、③保険料率の引き下げの特例を受けることができます。（詳細については、各市町村中小企業担当課へご相談下さい。）

メリット8 中小企業投資育成株式会社法の特例（法第19条）

中小企業が流通業務総合効率化事業に必要な資金調達に関して、投資対象となる株式会社の要件が緩和され、資本金が3億円を超える中小企業についても対象となります。

（詳細については、各投資育成株式会社へご相談下さい。）

メリット9 食品流通構造改善促進法の特例（法第20条）

食品生産業者等に対し、財団法人食品流通構造改善促進機構の行う認定事業に係る債務保証、資金のあっせん、認定事業において利用する特定流通業務施設の受託整備等の支援が受けられます。

（詳細については、財団法人食品流通構造改善促進機構へご相談下さい。）

メリット10 資金の確保（法第23条）

独立行政法人中小企業基盤整備機構及び都道府県による高度化融資を受けることができます。

（詳細については、中小企業基盤整備機構へご相談下さい。）

※ 物流分野におけるCO2削減対策促進事業（環境省連携事業）との連携を予定

認定を受けるためには

◆総合効率化計画の認定基準

1. 基本方針に照らして適切なものであること（法第4条第4項第1号参照）

基本方針とは、流通業務総合効率化事業の内容と実施方法が規定されているものです。計画がこの基本方針に適合するものであるか否かを審査します。

例えば、

- 2以上の者（法人格が別の者）の連携による取組か
- 輸送・保管・荷さばき・流通加工を一体的に実施するものか
- 輸送網の集約・モーダルシフト・輸配送の共同化等により効率化を図るものか
- 環境負荷の低減及び流通業務の省力化が図られるものか（定量的に算出）
- 必要な各事業法の登録・許可等を有しているか又は取得する見込があるか
- 交通量の集中等による周辺環境の悪化や公正・自由な取引環境を損なう事態を招いていないか
- 安全な輸送が確保されているか

など

2. 流通業務総合効率化事業を確実に遂行できるものであること（法第4条第4項第2号参照）

- 流通業務総合効率化事業の効果を達成可能とする内容となっているか
- 所要資金の調達に十分な見通しがついているか
- 施設整備に係る関連法令の許可等の見通しがついているか

など

3. 各事業法が定める欠格事由に該当せず、また、許可・登録基準等に適合すること（法第4条第4項第3号～第10号参照）

貨物利用運送事業法、貨物自動車運送事業法、倉庫業法等の各事業法にそれぞれ定められている許可等の基準に適合するか

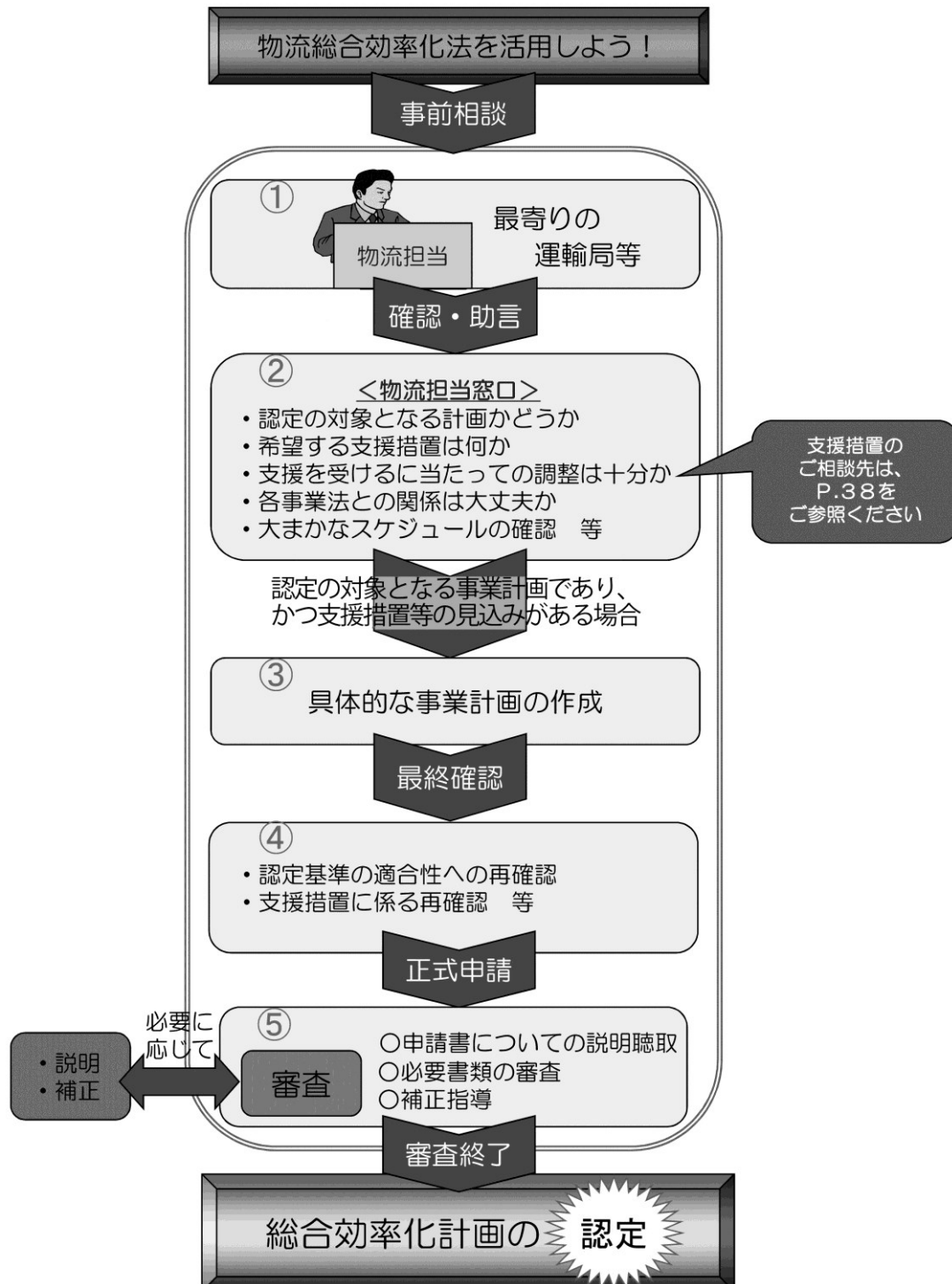
4. 特定流通業務施設を整備する場合、主務省令で定める基準に適合すること（法第4条第4項第11号、施行令第2条、施行規則第2条参照）

特定流通業務施設の区分によって要件が定められています。例えば営業倉庫の場合、以下の要件を満たす必要があります。

- 立地要件：高速自動車国道のIC等、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港、流通業務団地、工業団地又は卸売市場の周辺5kmの区域内
- 規模要件：普通倉庫の場合は平屋3,000㎡・多階6,000㎡以上、冷蔵倉庫・貯蔵槽倉庫の場合は6,000㎡以上
- 構造要件：①倉庫業法の施設設備基準に適合
②主要構造部である柱及びはりが鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
- 設備要件：高規格バース、大型車対応荷さばき・転回場、データ交換システム、トラック営業所、トラック予約受付システム、貨物保管場所管理システム、流通加工用設備、貨物荷崩れ防止設備、非常用データ保存システム等

※ 総合効率化計画の認定基準と税制特例の基準とは若干の違いがありますので、ご注意ください。詳しくは、23ページをご参照ください。

認定までの基本的な道のり



※多くの活用が見込まれる税制特例、開発許可の配慮、運行経費等の一部補助を受けるための流れは、P.9、P.24以降でそれぞれ詳しく解説します。

総合効率化計画認定後の流れ



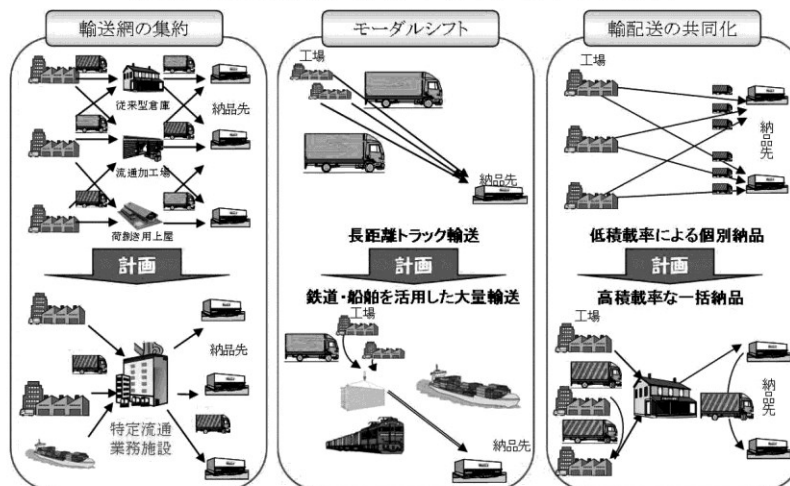
総合効率化計画の 認定

認定通知

事業実施の確定

事業開始

流通業務総合効率化事業の開始



報告義務

事業の実施状況報告

3年間（新規の施設整備、設備投資を行う場合は5年間）は、基本的に、毎事業年度終了後3か月以内に事業の実施状況報告を行う。

罰則規定

【法第30条】
第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
→30万円以下の罰金

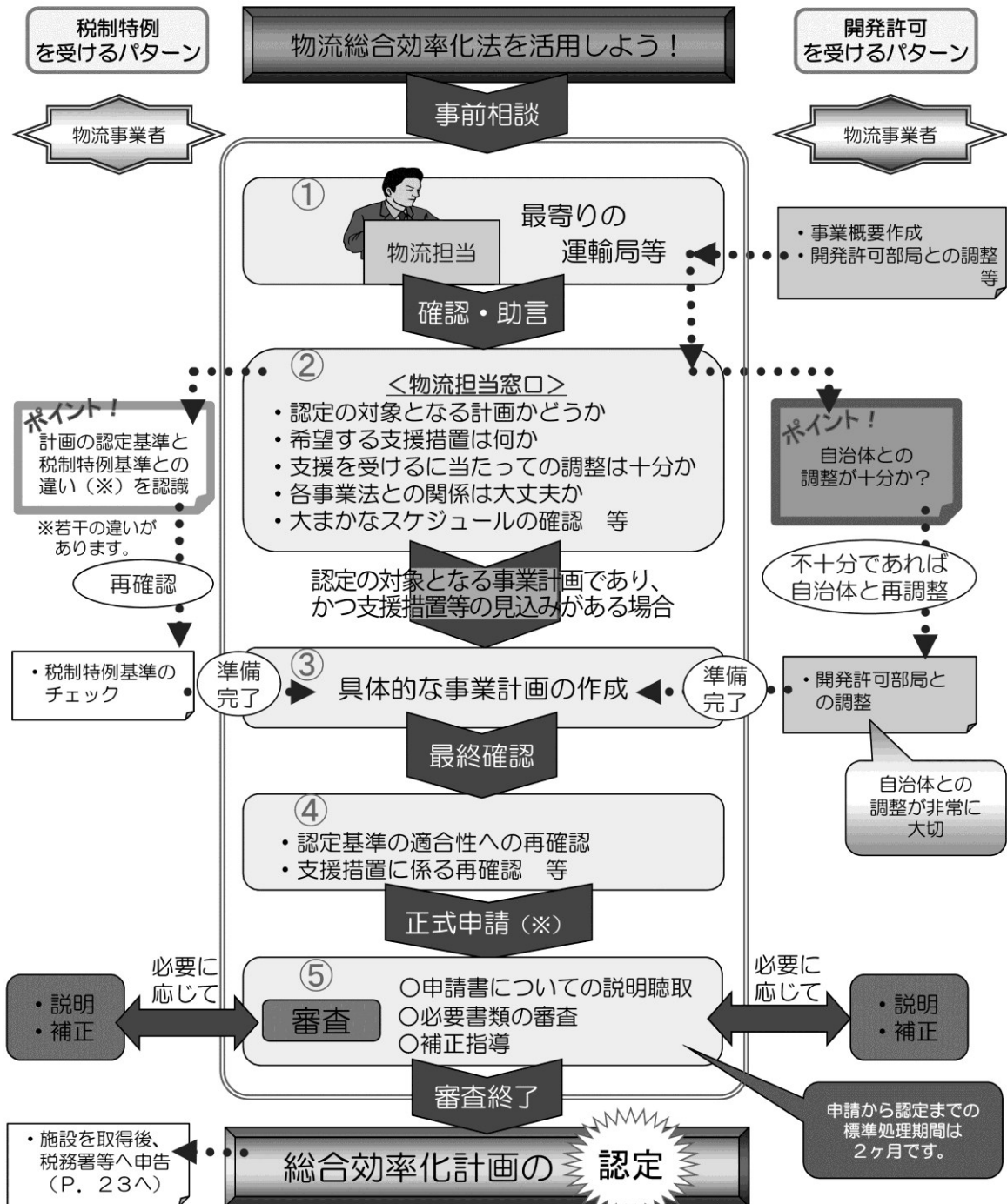
変更が生じた場合

認定を受けた計画を変更する時は、法第5条第1項の規定に基づき変更認定を受けなければなりません。

また、認定を受けた計画が基準に適合しなくなった、または、計画に従って事業を実施していないと認められた時は、法第5条第2項の規定に基づき、認定が取り消されることがあります。

特定流通業務施設の整備を行い、税制特例や開発許可の配慮を受けたい場合

認定までの道のり(税制特例、開発許可の配慮)



(※) 特定流通業務施設は高速道路等のICの5km以内に立地していることが要件となりますが、高速道路等のICについては、まだ供用が開始されていなくても、供用日の1ヶ月前から物流総合効率化法の認定申請が可能です。但し、認定の通知は供用が開始された後になります。

事前の簡易チェックシート

認定申請をお考え頂く中で、下記の簡易シートでの事前チェックもお願いします！

基 本 項 目	チェックボックス
①実施主体要件 2以上の者(法人格の異なる者)が連携していますか？	☐
②総合化要件 輸送・保管・荷さばき・流通加工を一体的に行いますか？	☐
③効率化要件 輸送網の集約化・モーダルシフト・輸配送の共同化など、効率化を図るものですか？	☐
④環境負荷低減要件 現行の事業と比較して、CO2排出量削減効果が見込まれますか？	☐
⑤省力化要件 現行の事業と比較して、労働投入量の削減効果が見込まれますか？	☐

さらに、特定流通業務施設の要件を確認

基 本 項 目	チェックボックス
①立地要件 計画している施設が、インターチェンジ等の社会資本等(※1参照)から5kmの区域内ですか？ (供用開始前のインターチェンジは、供用開始日まで1ヶ月以内ですか？)	☐
②規模要件 計画している施設の床面積は、3,000㎡以上等(※2参照)ですか？	☐
③構造要件 計画している施設は、倉庫業法の施設設備基準に適合していますか？ 主要構造部である柱及びはりは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造ですか？	☐
④設備要件(荷さばき及び輸送の効率化) 計画している施設の設備は、トラック予約受付システムや大型車対応荷さばき・転回場等(※3参照)を有しますか？	☐
⑤設備要件(流通加工) 計画している施設は、流通加工の用に供する設備(※3参照)を有しますか？	☐
⑥設備要件(保管) 計画している施設の設備は、データ交換システムや貨物保管場所管理システム等(※3参照)を有しますか？	☐
⑦設備要件(災害) 計画している施設の設備は、非常用データ保存システム等(※3参照)を有しますか？	☐

※特定流通業務施設の認定要件の詳細は、次頁をご参照ください。

物流施設の形態別にみた特定流通業務施設の認定要件

		貯蔵槽倉庫又は冷蔵倉庫 以外の倉庫(普通倉庫) (施行規則第2条第2項第8号)	冷蔵倉庫 (施行規則第2条第2項第7号)	貯蔵槽倉庫(サイロ) (施行規則第2条第2項第6号)
立地要件(※1)		社会資本等(高速自動車国道のインターチェンジ等、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港、流通業務団地、工業団地)又は卸売市場の周辺5kmの区域内に立地するものであること		
規模要件(※2)		平屋:3,000㎡以上 多階:6,000㎡以上	6,000㎡以上	6,000㎡以上
構造要件		- 倉庫業法の施設設備基準に適合していること - 主要構造部である柱及びはりが鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること		
設備要件 (※3)	荷さばき及び 輸送の効率化 (必須要件)	- 高規格バースを有するものであること(1の階のいずれかの外壁面のすべてに貨物の搬出入場所が設けられており(技術的に不可能な部分を除く)、当該貨物の搬出入場所から奥行5m以上の荷さばきの用に供する空間が施設内に設けられていること) - 大型車対応荷さばき・転回場を有するものであること(特定流通業務施設に設けられた貨物の搬出入場所の前面に奥行15m以上の空地を有すること) - 最大積載荷重2t以上のエレベーターを有するものであること(但し、特定流通業務施設の階数が2以上のものに限り、ランプウェイ構造を有する場合を除く)		- 搬入用自動運搬装置を有するものであること - 搬出用自動運搬装置を有するものであること
	荷さばき及び 輸送の効率化 (選択要件)	- 次のいずれかを有するものであること ・貨物自動車運送事業の営業所及び自動車車庫 ※倉庫と同一敷地内に設置されていることが必要 ・到着時刻表示装置 ※トラック予約受付システム(→P.12)により予約を受け付けたトラックの到着予定時刻を表示するディスプレイ又は倉庫内の作業員の携帯用端末(タブレット等)		- 次のいずれかを有するものであること ・貨物自動車運送事業の営業所及び自動車車庫 ・到着時刻表示装置 ・特定搬出用自動運搬装置 ※サイロから隣接する生産工場等に飼料等を搬出するベルトコンベア
	流通加工 (必須要件)	流通加工の用に供する設備を有するものであること		
	保管 (必須要件)	- データ交換システムを有するものであること - 貨物保管場所管理システム(倉庫内における貨物の保管場所を特定するシステムに限る)を有するものであること		
			強制送風式冷蔵装置を有するものであること	くん蒸ガス循環装置及びくん蒸ガス保有力を有するものであること
	災害 (必須要件)	非常用データ保存システム(非常時に対応できるデータ保存機能、通信機能及び電源機能を備えるもの)を有するものであること		
	災害 (選択要件)	- 地震による貨物の荷崩れのおそれがあると認められるものにあつては、次のいずれかを有するものであること ・保管場所免震装置 ・保管棚制震装置 ・保管棚固定装置 ・貨物落下防止装置 ・パレット連結装置 ・貨物・パレット一体包装装置		

※黄色の箇所が、今般の法改正で新しく付与された要件です。

トラック予約受付システムとは？

⇒ トラックドライバー等が、倉庫への到着時刻を、スマートフォン等の携帯端末から事前に予約できるシステム

＜利用の流れ（イメージ）＞



導入のメリット

【トラック運送事業者】

- ・事前に到着時間を予約することで、倉庫の前で積卸の順番待ちをする必要がなくなり、ドライバーの労働環境が改善します。
- ・トラックの稼働率が上昇し、生産性の向上にも寄与することが期待されます。

【倉庫業者】

- ・事前にトラックの到着時刻情報が判明することで、庫内作業計画や人員配置の調整が可能です。そのことで、倉庫内の作業効率の改善も期待されます。
- ・倉庫の前に並ぶトラックの渋滞を解消し、良好な周辺環境の確保にも寄与します。

ゴールデンウィークにおける年次有給休暇の 取得促進に係る周知・広報について

－厚生労働省東京労働局雇用環境・均等部指導課－

団体の長 各位

平成 29 年 3 月 1 日

厚生労働省

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課

ゴールデンウィークにおける年次有給休暇の取得促進 に係る周知・広報について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

東京労働局の行政運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、適切な労働時間で働き、ほどよく休暇を取得することは、仕事に対する社員のモチベーションを高めるとともに、業務効率の向上にプラスの効果が期待されます。

また、社員の能力がより発揮されやすい環境を整備することは、企業全体としての生産性を向上させ、収益の拡大ひいては企業の成長・発展につなげることができます。

年次有給休暇の取得促進については、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において「企業における労使一体での年次有給休暇の取得向上」が掲げられ、また、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日閣議決定）においても、「観光先進国」に向けて、働き方・休み方改革を推進し、年次有給休暇の取得促進を一層促進する取組が求められているところであります。

このため、年次有給休暇を取得しやすいゴールデンウィークや夏季休暇などにおける連続休暇の取得に向けた社会的気運の醸成を図り、年次有給休暇を取得しやすい環境整備を促進するため、集中的な周知・広報活動をしております。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解の上、同封のポスター・リーフレットの掲示、会報やホームページへの掲載など、会員に対しますワーク・ライフ・バランスの実現に向けた周知・啓発にご協力くださいますようお願い申し上げます。

また、東京労働局では「働き方・休み方改善コンサルタント」を配置し、電話や個別訪問などによりワーク・ライフ・バランスの実現に向けた相談・アドバイスを行っておりますので、お気軽にお問合せください。

*リーフレット「プラスワン休暇で元気をプラス」は、厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kinrou/150609-01.html>
からダウンロードできます。『厚生労働省 プラスワン休暇』などで検索ください。

【担当】

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課
働き方改革班 江添・津田

電 話 03-6867-0211

FAX 03-3512-1557

ワーク・ライフ・バランス

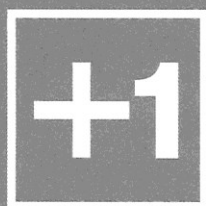
仕事と生活の調和
のために、
年次有給休暇を
計画的に活用しよう。



「休暇」で、
美しい季節に出会う。



「休暇」で、
新しい感動に出会う。



「プラスワン休暇」で、
元気をプラス。



「休暇」で、
家族でひと休み。

 厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp> 働き方・休み方改善ポータルサイト <http://work-holiday.mhlw.go.jp>

「プラスワン休暇」で、休暇取得に向けた環境づくりを行いましょう。

年次有給休暇の取得促進に向けて、労使が協力して取り組む必要があります。

1 経営のトップによる社内への
休暇取得促進の呼びかけ

2 管理者が率先して
休暇を取得

3 労働組合などによる企業、
従業員への働きかけ

計画的な休暇の取得のために、事業場全体の年間計画に、年次有給休暇を組み込みましょう。

働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しましょう。

+1

ワーク・ライフ・バランス
仕事と生活の調和のために、
「プラスワン休暇」で
連続休暇に。

労使協調のもと、土日、祝日に
年次有給休暇を組み合わせ、
3日(2日)+1日以上の休暇を実施しましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう。

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が5.3ポイント高くなっています(平成26年)*。

この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。※就労条件総合調査

1. 導入のメリット

事業主 労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。

従業員 ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

2. 日数

付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

5日	5日	15日	5日
事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる	事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

3. 導入例

ゴールデンウィークに導入
すると?

計画的付与の年次有給休暇などと土日、ゴールデンウィークを
組み合わせて連続休暇にすることができます。また、○点線
囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせることで、
大型連休にすることも可能です。

2017年4月～5月

日	月	火	水	木	金	土
	24	25	26	27	28	29
30	+	年休 1	+	年休 2	+	重なる日
7		8		3	4	5
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

働き方・休み方改善コンサルタントのご案内

働き方改革によって ワーク・ライフ・バランス を実現しませんか！

残業時間を減らしたり、年次有給休暇等の取得を進めるため、労働時間・休日の制度、多様な働き方の導入など、働き方の見直しの取組を広く「働き方改革」といいます。

「働き方改革」により、労働者の心身の健康を確保するとともに、家庭生活、地域活動等に必要な時間と労働時間を柔軟に組み合わせて心身ともに充実した状態で意欲と能力を十分に発揮できる環境をととのえて、生産性の向上につなげ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することができます。

- 仕事のムダをなくし、労働時間、休日、休暇制度を見直したい。
- フレックスタイム制や朝型勤務等、柔軟な労働時間制度を導入をしたい。
- 年次有給休暇の取得を促進したい。



カエル！ジャパン
Change! JPN

こんなとき、経験豊富な社会保険労務士の資格をもつ

働き方・休み方改善コンサルタント が

訪問などにより、**無料**で、働き方・休み方をアドバイスします。

お申込み、お問合せ先は

☎ 03-6867-0211

〒102-8305 東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第3合同庁舎 14F

 **厚生労働省 東京労働局 雇用環境・均等部 指導課**

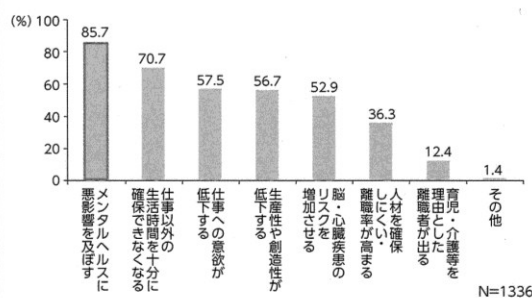
働き過ぎていませんか？ 働かせすぎていませんか??

～ 働き方・休み方改善指標を活用して、効率的に働いてしっかり休みましょう ～

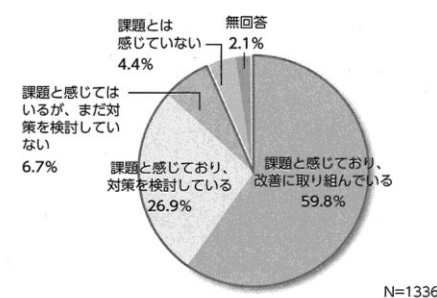
社員の生活時間には労働時間だけではなく、仕事以外の自由時間や家族とのふれあいの時間など様々な生活の時間があります。

企業や社員に行った労働時間や休暇に関する調査から、長時間労働や休日出勤、休暇が取得できない状態などが続くと、仕事時間や休暇取得についての社員の満足度が下がり、健康状態にもマイナスの影響を与えることが分かりました。

また、今回調査した企業では、長時間労働が続くと様々なマイナスの影響が生じると考えており（下図参照）、さらに長時間労働を経営上改善すべき課題と感じている企業が調査企業の約93%を占めていることがわかりました。そして、そのうち約60%は改善に取り組み、約27%は対策を検討しています。



社員に週60時間以上の長時間労働が続いた場合、一般的に、当人ないし貴社にどのような影響が生じると思うか



長時間労働を、経営上改善すべき課題と思うか

出典) 本事業「従業員の労働時間と休暇に関する調査」(企業調査) (平成25年)

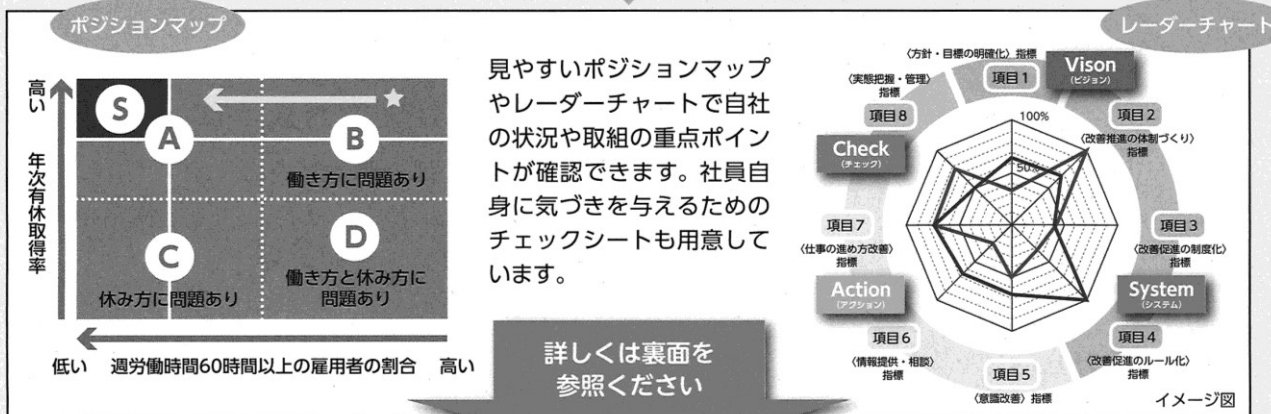
適切な労働時間で働き、ほどよく休暇を取得することにより、私生活を楽しみ、心身をリフレッシュすることは、仕事に対する社員の意識やモチベーションを高めるとともに、業務効率の向上にプラスの効果が期待されます。社員の能力がより発揮されやすい環境を整備することは、企業全体としての生産性を向上させ、収益の拡大ひいては企業の継続的な成長・発展につながります。

「取り組まなければならない」とは思っているけど「取組の方法がよく分からない」

そこで

「課題の発見」や「取組」に活用できる働き方・休み方改善指標を開発しました

内容の一部を抜粋



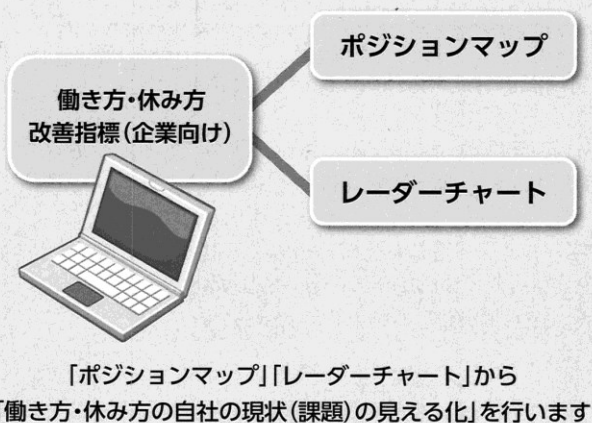
長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進の取組を行う際、自社にどのような課題があり、その改善の取組に何が足りないのかなど「働き方・休み方改善指標」を活用して、課題の抽出から必要な取組ポイントを把握し、取組を実施しましょう。下記の URL にアクセスいただくと、サイト上で診断を行うことができます。

<http://work-holiday.mhlw.go.jp>

診断のおおまかな流れを説明します。

〈企業向け自己診断の例〉

- ①サイトにアクセスし、トップページから「企業向け「見える化」診断を行う」をクリックしてください。



レーダーチャートでは、課題を8つの指標に分類しています

- | | |
|----------------|-----------------|
| ①〈方針・目標の明確化〉指標 | ②〈改善推進の体制づくり〉指標 |
| ③〈改善促進の制度化〉指標 | ④〈改善促進のルール化〉指標 |
| ⑤〈意識改善〉指標 | ⑥〈情報提供・相談〉指標 |
| ⑦〈仕事の進め方改善〉指標 | ⑧〈実態把握・管理〉指標 |

分類された課題(指標)毎に示された「チェックポイント」を確認し「対策の方向」や「取組の視点・例」を参考に、対策を検討し実施します。

- ②「見える化」診断をスタートし、自社の状況を選択ないし入力します。

自社の基本情報や労働時間、年次有給休暇の取得状況、取組の実態に関する情報を入力してください。

- ③働き方・休み方改善指標により課題の「見える化」を行います。

「ポジションマップ」「レーダーチャート」により、現状(実態)を把握します(改善提案が参照できます。)

- ④課題を分析して、取組の施策を検討します。

③の実態から、改善の達成目標を立て、取組施策を検討します。「チェックポイント」「対策の方向」「取組の視点・例」を参考にしてください。

- ⑤取組施策を実施します。

④の検討結果を踏まえ、働き方・休み方の改善に向けて、取組施策を実施します。

- ⑥経過を観察し、取組の効果を分析します。

取組施策を実施した後も、労働時間や年次有給休暇の取得状況を定期的に把握して取組の効果を検証し、さらなる改善に取り組みます。

このサイトでは、労働時間や年次有給休暇について、社員自身の理解を促し、職場での働き方・休み方の改善にご活用いただける「社員向け診断」も用意しています。

上記サイトにアクセスし、トップページから「社員向け「見える化」診断を行う」をクリックしてください。本診断を活用することにより、社員各自が自身の働き方・休み方の現状を認識することができ、また、自身の働き方の改善策を検討する際の気付きを得られることが期待されます。

チェックリスト

2. あなたの仕事の進め方について

あなたの仕事の進め方や考え方について、各項目のあてはまる回答ひとつを選択してください。各項目は、あなたやあなたの職場の仕事の進め方についてお聞きしています。質問に回答しながら、ご自身の仕事の進め方の良い点、改善すべき点について検討してください。

		1	2
		はい	いいえ
仕事の進め方について	1-1 時間をかけるほど良い仕事ができると思う。	☐	☐
	1-2 周囲が残業していると先に帰りにくいと思う。	☐	☐
	1-3 仕事をしている以上、残業するのが当たり前だと思う。	☐	☐
「はい」の数⇒		/ 3	

このサイトでは「働き方改革」に取り組む企業の事例も紹介しています。合わせてご活用ください。

流通BMS協議会

流通システム標準普及推進協議会



今のままでは、**2020**年度**後半**に
発注ができなくなります…

現在多くのEOS/EDI(発注システム)で通信手段として利用しているISDNデジタル通信モード提供終了をNTT東西が発表しています。

利用できない

JCA手順

全銀手順

全銀TCP/IP手順

継続利用が可能

流通BMS

Web-EDI他

2020年度**後半**

発注
できない

商品
がこない

支払
できない

と、ならないように…

今のうちに

- 情報システム部門に確認
- サポートIT企業に確認
- 取引先に相談

本件のご相談は

卸・メーカーのシステム担当者またはIT企業の担当者の名刺やサイン

流通BMS協議会 事務局

一般財団法人 流通システム開発センター

T 03 5414 8505 E ryutsu-bms@dsri.jp

www.dsri.jp/ryutsu-bms

All Contents copyright© Supply Chain Standards Management & Promotion Council

EDIは流通BMSで決まり

- 業務の効率化、経営の見える化を実現するための基盤
- 業界全体で使うと決めて統一したEDIは流通BMSだけ

標準化のメリット

拡大: EDI取引が広がる
簡単: 様々なパッケージ・サービスが提供されている
安心: 将来を見据え軽減税率に対応済み
拡張: 会計業務効率化に向けた金融連携

インターネット通信のメリット

早い: 通信時間短縮
安い: 通信コスト削減
安心: 通信安定、災害に強い

EDIのメリット

伝票レスで効率化
検品レスで効率化
請求レスで効率化

早めの切替えが大切

ISDNの終了

ISDNはEDIだけではなく、POS、CAT、警備、金融、G4FAXなど様々なシーンで利用されている可能性があり、通信を行う仕組みを総合的に確認する必要があります。

とりわけEDIは多くの企業がM対Nでやり取りするため、ギリギリでの切替えでは対応する卸・メーカー側の作業が間に合わなくなる場合が懸念されます。

詳しい内容は「流通BMS協議会」で検索

流通BMS協議会

検索

業務の効率化、経営の見える化の基盤

業務の効率化

伝票レスにより入力業務や、月末の支払照合作業を短縮することができます。また、標準化によりEDI取引が広がり、自動発注の精度向上に繋がった事例もあります。

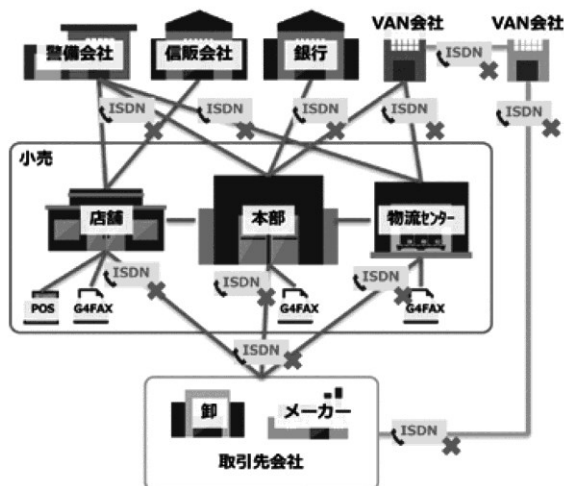
経営の見える化

素早い仕入計上ができ正確な粗利をタイムリーに掴むことができるようになり、素早い経営判断につながる基盤となります。

業界全体で使うと統一したEDIが流通BMS

標準化

製・配・販で3年かけて策定した使える標準EDI。維持管理・普及を積極的に実施しています。標準に沿っているかどうかチェックする体制もあります。



協力:

